

平成 22 年 3 月 3 日

アクセスコントロール回避に関する規制強化要望

(社) コンピュータソフトウェア著作権協会
(社) コンピュータエンターテインメント協会

著作権侵害を防止するために施しているアクセスコントロール技術の回避によって、著作権侵害は増大し続けている。かような状況に鑑み、アクセスコントロール回避に関し、以下の通り規制強化を要望する。

0. 本要望におけるアクセスコントロールについて

アクセスコントロールで保護される対象は著作物に限られていないが、本要望におけるアクセスコントロールとは、著作権の保護期間が終了していない著作物の視聴等行為を防止するために施されたものであって、当該アクセスコントロールが機能することで、著作物の複製物を視聴等行為の用に供することを妨げ、実質的に著作権侵害の防止に資するもののみを想定している。

1. 規制対象となる行為の拡大について

▶ 製造の規制

アクセスコントロール回避機器であるマジコンやモッドチップと呼ばれる機器は、専ら中国などの海外で製造されており、現時点では日本国内において製造元を根絶できる事情にはない。しかしながら、従来例を見ても、侵害行為を構成する要素を分割することで摘発を逃れようとする事例はいくらかもある（例えば、マジコンでは①媒体としてのマジコンの提供、②マジコンの OS を販売から分離しネット上で配布する行為、③マジコンの OS 上で起動するファームウェアを販売から分離しネット上で配布する行為、④マジコン上で違法複製ゲームの起動を可能とするファームウェアを販売から分離しネット上で配布する行為、⑤日本市場向けのネットサイトを中国サーバーに設置して日本で注文を取り商品を香港から発送する行為等）ため、今後も日本国内では製造行為が行われたいとする根拠はない。

特に、税関での摘発を逃れるために、部品単位で海外から仕入れ、国内で組み立てて販売することが、ゲーム機関連の海賊版ビジネスでも登場してきているため、マジコンでも同様の行為が行われる可能性はある。

これらのことから、アクセスコントロールを回避する機器等の譲渡・引き渡しを目的とした製造行為に関して規制を望む。

▶ 公衆からの求めに応じてアクセスコントロールを回避する行為の規制

海賊版ビジネスは、権利者が対策を講じる毎に違反行為を細分化、分散化して摘発を逃れようとする。回避プログラムはハッカーらにより作成され、インターネットを通じて配布・拡散されるものであり、ゲーム機側に導入された技術的制限手段そのものを無効にするものをはじめとし、ソフトウェア内に組み込まれ、回避機器の使用を検出して違法複製ソフトを使用できなくするアクセスコントロールを無効にするものも存在している。

アクセスコントロールを回避して動作させるゲームソフトは、比較的容易に、インターネット Web サイトやファイル共有ソフトなどに違法にアップロードされたものを入手することができるが、実際にアクセスコントロールを回避するための機器やプログラムをハードウェアに導入するには、特殊な機能を有する装置（本装置自体にはアクセスコントロールを回避する機能はない）や特別な知識を要することが多く、また、ゲーム機器の故障などのリスクを伴うことから、初心者にとっては若干のハードルがある。（ただし、特殊な装置といっても店舗等で購入可能であるし、特別な知識もインターネットや雑誌で得ることができる。）

このため、アクセスコントロールを回避する機器やプログラムの導入を行う業者が発現してきている。

このことから、公衆からの求めに応じてアクセスコントロールを回避する行為に関して規制を望む。

▶ 個人が行うアクセスコントロール回避行為の規制

先に述べたように、アクセスコントロールを回避して動作させるゲームソフトの入手は、インターネット Web サイトやファイル共有ソフトに違法にアップロードされたものをダウンロードするという比較的容易な方法で可能である。

これら違法にアップロードされたゲームソフトは、アクセスコントロールが有効に機能するならば、動作させ遊技等をすることはできず、結果として著作権侵害は拡大することがないはずである。しかしながら、別に報告したとおり大量のアップロードがなされていることを鑑みると、これら違法に複製されたゲームソフトを動作させるために使用するアクセスコントロール回避機器等は、既にかんりのユーザーによって保有されていると考えられる。

現在行われているゲームメーカーらの訴訟をはじめ、販売店に対しては当該機器の販売について対応可能であるものの、ユーザーにとっては何らの抑止効果が働かない。

このことから、アクセスコントロール機器等を使用して行う回避行為の規制を求める。ただし、刑事罰化までは求めない。

2. 規制対象機器の拡大について

マジコン等のアクセスコントロール回避機器等の使用実態は、主としてインターネット上から入手できる違法複製ソフトの起動であるが、音楽や映像の再生、自作ソフトの起動といった「別の用途」が存在するとの反論が訴訟等を通じて展開されている。

しかしながら、これら「別の用途」は例外的に付加されている機能であって、アクセスコントロール回避機器等の主たる用途ではなく、あくまでもそのような使用「もできる」に留まる。事実、アクセスコントロール回避機器を紹介・解説した書籍、Web サイトの中では、これら「別の用途」についてほとんど記述がなく、大凡は違法にコピーされたゲームを動作させることに関する記述であり、ユーザーが何を目的にこのような機器を購入するかは、この点からも明らかである。

また、コスト的に一つの回路にアクセスコントロールの他、複数の機能を持

たせるよう設計している機器もあり、当該アクセスコントロールを回避するために、その他の機能をも回避することになることにより「のみ」要件を満たさない可能性が存する。

これらのことから、著作権者が当該技術を施している効果が見込めるよう、「のみ」要件を緩和し、規制対象機器の拡大を要望する。加えて、機器単体ではアクセスコントロール回避の機能を有しないが、機器にプログラム等を組み合わせることによって、アクセスコントロール回避が実現されるようなものも対象となるよう、要件の拡大を希望する。

3. 刑事罰の付与について

➤ 抑止効果に関する問題点

民事では一昨年から不正競争防止法に基づき訴訟を行い、既にマジコンの販売を違法とする判決も確定しているが、事件当事者に対して拘束力が発生するのみで、類似行為者に対しては効力が及ばないため、違法判決が出た後も、「訴えられていないから」という理由で、販売を継続するものが後を絶たない。すなわち刑事罰とは異なり、極めて抑止効果が低い。また、短期間に開店と閉店を繰り返して被告として特定されることを逃れるものなどが現れている。ある時点で民事的救済が得られたとしても、その後店舗名や代表者名が変更されると、「行為者が異なる」との反論が可能となり、判決の効力が及ばなくなってしまう。

➤ ネットショップに関する問題点

ネットショップの開設や、オークションの出品には、実店舗が不要であることから、店舗開設が極めて容易であり、また、厳密な本人確認がなされていないことから、匿名性が高く、マジコン販売への参入が極めて容易になっている。

また、ネット販売では特定商取引法上の販売者情報の記載が必要とされているが、店舗情報が全く記載されていない、記載されていても虚偽である、仮名や親族の名前を用いている、住所が途中までしか記載されていないなど様々なケースが存し、権利者が販売者を特定することは極めて困難である。大半のケースでは当然に商業登記もなされておらず、違反行為者を特定することができないために、警告書（内容証明）の発送すら不可能なケースが多く、強制的な捜査力を持たない民事での対応には限界がある。

➤ 露天販売に関する問題点

さらには、実際の住所すら存在しないものとして、露天販売の形式を取る業者も出てきている。特に、露天商らは暴力団らと繋がっている可能性が極めて高く、権利者らが露天商らを尾行して追跡するようなことは身体的な危険を伴うことになる。

上記の実態として、弊協会ら会員社の報告によれば、これまでに 142 通の警告書をマジコン販売業者に発送したが、これら発送できたケースはこれまでに証拠を掴んだ件数の 8 割程度であり、また、142 件中、11 件が宛先不明等により送達不能、送達できたものでも 43 件が未回答（無視）であったとのことである。何らかの回答が得られたところも、マジコンの販売を否定するものや、回答内容に全く誠意が見られないものがほとんどを占めている上、露天販売に関

しては、一般からの情報提供が十数件あるものの、販売者を特定できないために何ら対策が打てていないという状況である。

このような問題点と実態に鑑み、不正競争防止法アクセスコントロール回避機器等の譲渡・引き渡し、譲渡・引き渡しを目的とした製造・展示・輸入・輸出、公衆の求めに応じた回避行為について刑事罰の付与を求める。さらに、アクセスコントロール回避機器等が海外から流入することを防止するため、関税法における水際措置対象物品とするよう要望する。

4. まとめ

以上より、著作権の保護期間が終了していない著作物の視聴等行為を防止するために施されたアクセスコントロールに関して、

- ① 回避機器等の譲渡・引き渡しを目的とした製造行為、公衆からの求めに応じた回避行為、ユーザーの回避行為を違法とすること。
- ② 「のみ」要件を緩和し、規制対象機器を拡大すること。
- ③ 回避機器等の譲渡・引き渡し、譲渡・引き渡しを目的とした製造・展示・輸入・輸出、公衆の求めに応じた回避行為に刑事罰を付与し、かつ関税法における水際措置対象物品に指定すること。

を要望する。

以 上